

～令和8年6月22日

いわき市公告第29号

次のとおり一般競争入札を行うため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及びいわき市財務規則(昭和44年いわき市規則第17号。以下「市財務規則」という。)第112条の規定に基づき公告する。

令和8年5月12日

いわき市長 内田 広之

1 競争入札に付す事項

契約名	いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借
対象施設	いわき市議会棟議場
数量	別紙仕様書のとおり
納入期限	令和8年11月30日
契約期間	契約締結の日から令和18年11月30日まで
賃貸借期間	10年(令和8年12月1日から令和18年11月30日まで)
作業条件	別紙仕様書のとおり

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加するために必要な資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア いわき市における「令和8年度入札参加有資格者名簿(物品の部 営業種目21 その他 品目01リース・レンタル業)」に登録されている者

イ 別紙仕様書に記載された事業を履行する能力がある者

ウ 過去2年間に、国または地方公共団体と本契約と類似する事業の実績を有する者

応募者の制限

次に掲げる者は、本入札には参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項または第2項の規定に該当する者

イ 公告の日から入札の日までいわき市から入札参加制限を受けている者

ウ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規

定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件(以下「旧更生事件」という。))に関わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て(以下「更生手続開始の申立て」という。)を含む。)をしている者または更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に関わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に関わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

カ 応募に係る提出書類に虚偽の記載をした、または重要な事実について記載をしなかった者

キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗した、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

入札に参加しようとする者は、及びの資格要件を満たすことを証明する次の書類を提出し、入札の参加資格があることの確認を受けなければならない。

ア 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書

事業概要書

LEDリース実績書

仕様適合証明書

納入機器等構成表

イ 提出方法 郵送または持参

ウ 提出場所 〒970-8686

いわき市平字梅本21番地

いわき市総務部総務課総務係(本庁舎4階)

エ 提出期限 令和8年5月28日 17時15分まで

郵送の場合は、当日必着

一般競争参加資格確認申請書を提出した者には、その確認結果である一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。

### 3 仕様書等の配布

場 所 いわき市平字梅本21番地

いわき市総務部総務課総務係(本庁舎4階)

またはいわき市ホームページ

期 間 公告日から令和8年5月25日まで

そ の 他 窓口配布については、土曜、日曜、祝日を除く

8時30分から17時00分まで

4 入札に関する質問

受付期間 公告日から令和8年5月25日15時00分まで  
質問方法 下記の電子メールアドレスに送付すること。  
総務部総務課：somu@city.iwaki.lg.jp  
回答方法 5月27日までに質問者に対し電子メールで回答する。  
なお、質問及び回答は、5月27日に市ホームページで公表する。

5 入札前現地調査期間

公告日から令和8年5月25日まで  
担当窓口 いわき市総務部総務課総務係  
電 話 0246-22-7401  
F A X 0246-22-7034  
E - M a i l somu@city.iwaki.lg.jp

6 入札及び開札の日時及び場所

方 式 郵便による入札（一般書留郵便または簡易書留）  
封書に「いわき市議会棟議場LED照明器具賃貸借入札書  
在中」と記載すること。  
到着期限 令和8年6月21日  
日本郵便株式会社 いわき郵便局必着  
宛 先 〒970-8799 日本郵便株式会社 いわき郵便局留  
いわき市役所総務部総務課  
開 札 令和8年6月22日 9時00分 総務部総務課

7 入札保証金

免除とする（市財務規則第115条の規定による）

8 契約保証金

契約代金額の10分の1以上の額とする。ただし、市財務規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

9 最低制限価格

この入札には最低制限価格を設定しない。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札の決定を取り消すこととする。

入札に参加する資格のない者が行った入札

入札書に記名押印のない入札

入札書に記載した金額を訂正した入札

入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札

入札書の金額欄に「0円」と記載された入札

入札書を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札

談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 その他

この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）施行令及び市財務規則に定めるところとする。

落札決定後、契約締結までの間に落札者が次のアまたはイのいずれかに該当することとなった場合には、市は落札決定の取り消しをすることができることとする。この場合において、市は当該落札候補者が行った入札を取り消したことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合

入札者は、開札後、入札条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

その他不明な点がある場合には、下記問い合わせ先まで照会すること。

### 【問い合わせ先】

〒970-8686

いわき市平字梅本 21 番地

いわき市総務部総務課総務係（本庁舎4階）

電話：0246-22-7401

FAX：0246-22-7034

Mail：somu@city.iwaki.lg.jp